

若者の地元就職を 全力で応援

市内にどのような企業があるのかを知らないまま、市外の企業へ就職してしまう若者が多くいます。そこで、市では、若者の定住化を図る取り組みに力を入れています。
今回は、若者に地元企業の魅力を伝える取り組みを紹介します。

◎問い合わせ 総合政策課 ☎ 23-7161

新型コロナウイルス感染 拡大が就職活動にも影響

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス。4月、「緊急事態宣言」が全国を対象に発令され、企業の生産活動や観光、外食など、幅広い分野で活動の自粛を余儀なくされています。

その影響は、高校生や大学生の就職活動の制限、解雇や倒産による失業など、雇用環境にも大きく影響を及ぼしています。

そこで、市では、1人でも多くの若者に、市内の事業者を知ってもらい就職につなげてもらうことを目的に、新たに「就職応援サイト」を市ホームページに開設しました。

就職応援サイトで最新情報を

同サイトでは、製造業や情報通信業など、業種ごとに企業情報を見ることが出来ます。また、掲載している企業情報は、仕事の内容や企業メッセージのほか、動画による会社紹介なども見ることができ、最新の情報を知ることが出来ます。

学生や求職中の人がいる家庭の皆さん、ぜひ、サイトを勧めてください。



登録事業者を募集中

サイトへの登録を希望する事業者を、随時、募集します。

●対象 高校・大学などの新卒採用を予定している市内事業者

●掲載費用 無料

●申込方法 市ホームページの「申込フォーム」に必要事項を入力して登録ください



注意事項

事業所の皆さんへ

求人申込書は早めの準備を

6月1日(月)から、高校生向けの求人申込書の受け付けがスタート。また、7月1日(水)から、求人票の返戻が始まります。企業の採用活動は、求人票が返戻されてから始まります。例年、申込書の誤記入があり、差し戻す場合も多くあることから、企業の人事担当の皆さんは、余裕を持って早めに提出ください。

記入方法や注意事項など、詳しくは、ハローワーク都城に問い合わせください。

申問 ハローワーク都城

☎ 22-11745

地元就職促進の取り組み

新型コロナウイルス感染症防止を徹底しながら、令和2年度も次の事業を実施します。

企業巡見

市内のさまざまな企業を巡って見学する「企業巡見」。普段は見ることができない工場の見学や、働いている人の話を聞くことができます。就職を控えた市内の高校生に、地元のような企業があり、どのような仕事をしているのかを知ってもらうことで、地元企業への就職が選択肢になります。



インターシップの参加を支援しています

インターシップは、学生が夏休みなどを利用して、企業などで一定期間働く「職業体験」のことです。市外に住む大学生などが、実際に市内の企業で働きながら生活すること、将来都城で暮らすことをイメージしやすくなります。



市では、地元企業が実施するインターシップに市外の大学生などが参加する場合、旅費や宿泊費の一部を助成しています。

【都城市インターシップ等促進補助金】

- **対象** 市内への就職を考える全国の大学生など
- **補助内容** 旅費と宿泊費の50割以内（上限2万5千円）
- **その他** 申請方法など、詳しくは市ホームページで確認ください



移住者などの

「仕事探し」をお手伝いします

◎問い合わせ 移住・定住サポートセンター ☎2312542

4月から、移住者の相談などを専門的に行う「移住・定住サポートセンター」を市役所本館地下1階に開設。移住を希望する人などの、さまざまな相談に親身に対応しています。中でも、雇用に関する相談が多いことから、市内の企業の情報をより詳しく提供する「雇用コーディネーター」を配置しています。

係機関とも連携しながら、就職につながる支援を行っています。家族や知人など、本市への移住を検討している人や移住を勧めたい人へ、まずは、センターを紹介ください。



インタビュー



雇用コーディネーター
南園 利廣さん

都城には工業や農業、システム分野など、全国に自慢できる

独自の技術を持った企業が数多く立地しています。

また、気候や風土など生活環境にも恵まれていて、「2020年版住みたい田舎ベストランキング 大きなまち（人口10万人以上）」の総合部門で、都城が九州1位を獲得するなど、県外からの移住者の関心も高まっています。

移住を希望する人などのキャリアが活かせるように、地元の企業を紹介したいと思っています。

教えて!

市民税・ 県民税（住民税）の 主な改正内容



働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援する観点から、個人所得課税が見直され、令和2年分以後の所得税や令和3年度以後の市民税・県民税に適用されます。

◎問い合わせ 市民税課 ☎23-2123

TAX 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

特定の収入にのみ適用される給与所得控除および公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げます。

給与所得と年金所得の両方を有する人は、片方に係る控除のみが減額されます。

TAX 基礎控除の改正

基礎控除は、全ての納税者に対して適用され、一律の金額が所得から控除されてきました。改正では、基礎控除にも適用要件が設定され、控

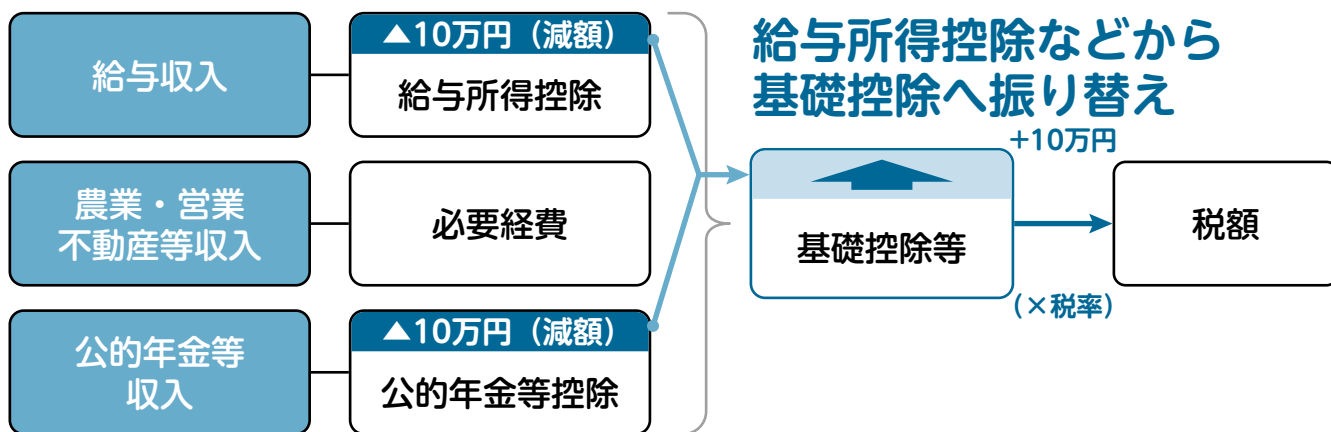
TAX 給与所得控除の改正

除額が10万円引き上げられます。合計所得金額2千4百万円超で、控除額が徐々に減額となり、2千5百万円超で消失する仕組みとなります。

給与所得控除額の基礎控除への振り替えに加え、給与所得控除の上限額が適用される給与などの収入金額が850万円、給与所得控除額の上限額が195万円にそれぞれ引き下げられます。

TAX 所得金額調整控除の創設

今回の改正で、給与収入が850



<ひとり親控除額（本人所得500万円以下の場合）>

性別	配偶関係	ひとり親控除額	
		令和2年度まで	令和3年度以降
女性	死別・離別	30万円 (35万円)	30万円 (35万円)
	未婚	無	30万円 (35万円)
男性	死別・離別	26万円 (27万円)	30万円 (35万円)
	未婚	無	30万円 (35万円)

※ () は所得税の控除額です

未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の改正

①ひとり親控除の創設
婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を同一にする子（前年総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（前年の合計所得金額500万円以下）が対象となります。

万円を超える人は、給与所得控除額の引き下げが10万円を超えます。そこで、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族がいる場合など、介護や子育て世代の負担増を軽減するため、引き下げ額が10万円の範囲に収まるよう給与所得の金額が調整されます。

TAX
公的年金等控除の改正

改正前の公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす人と同じ額の控除額が受けられていました。改正では、年金以外の所得金額が高い場合には、控除額が一律10万円引き下げられる仕組みとなりました。

公的年金などの収入が1千万円を超える場合の控除額は、195万5千円の上限が設けられました。

TAX
非課税基準や配偶者、扶養親族などの合計所得金額要件などの改正

給与所得控除の引き下げや基礎控除の引き上げに伴い、各種控除を受けるために、同一生計配偶者や扶養親族などの合計所得金額の要件も見直されます。

<非課税基準、扶養親族等の合計所得金額要件などの改正>

要件など		令和2年度まで	令和3年度以降
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件		38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額要件		38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件		65万円以下	75万円以下
家内労働特例（必要経費の最低保障額）		65万円	55万円
障害者、未成年、寡婦（令和3年度以降はひとり親を含む）に対する非課税措置の合計所得金額要件		125万円以下	135万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額（非課税となる人）	同一生計配偶者および扶養親族がない人	28万円	28万円+ 10万円
	同一生計配偶者および扶養親族がある人	28万円×人数（配偶者および扶養親族+1）+16万8千円	28万円×人数（配偶者および扶養親族+1）+ 10万円 +16万8千円
所得割の非課税限度額の総所得金額（均等割のみ課税される人）	同一生計配偶者および扶養親族がない人	35万円	35万円+ 10万円
	同一生計配偶者および扶養親族がある人	35万円×人数（配偶者および扶養親族+1）+32万円	35万円×人数（配偶者および扶養親族+1）+ 10万円 +32万円



<寡婦控除額（本人所得500万円超の場合）>

配偶関係	扶養親族		寡婦控除額	
			令和2年度まで	令和3年度以降
死別	有	子以外	26万円（27万円）	無
		無	無	無
離別	有	子以外	26万円（27万円）	無

※（ ）は所得税の控除額です

②寡婦控除の改正
ひとり親控除対象以外の寡婦は、引き続き控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（前年の合計所得金額500万円以下）が設定されます。